

令和5年6月19日

産業厚生委員会

阿久根市議会

1 会議名 産業厚生委員会

2 日時 令和5年6月19日（月）

午後2時24分開会

午後5時3分散会

3 場所 第1委員会室

4 出席委員

竹之内 和 満 委員長、大 野 雅 子 副委員長、白 石 純 一 委 員、
竹 原 信 一 委 員、大 田 基 次 委 員、牟 田 学 委 員、
濱 田 洋 一 委 員

5 事務局職員

議事係主任 松 林 俊 介

6 参考人及びその補助者

(1) 参考人

下村区長

野 崎 正 信 氏（陳情者）

(2) 参考人の補助者

ア 下村区

役 員 出 口 勉 氏

役 員 出 口 利 昭 氏

役 員 大川内 良 一 氏（兼）

イ NPO法人脇本海岸ウミガメ・シロチドリ会

理 事 長 大川内 良 一 氏（兼）

事務局長 本 脇 喜 博 氏

7 説明員

商工観光課 課 長 宮 下 雅 行 君

課長補佐兼観光推進係長 船 蔵 真 一 君

市民環境課 課 長 平 田 寿美子 君

主幹兼環境対策係長 大 野 勇 人 君

8 会議に付した事件

陳情第5号 海の家の事業活動時間の特別延長の覚書締結に関する陳情

9 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

竹之内和満委員長

ただいまから、産業厚生委員会を開会いたします。

議題に入る前に、ここで、地方自治法第117条の規定により大野雅子委員及び牟田学委員の退席を求めます。

[大野雅子委員及び牟田学委員退席]

○ 陳情第5号 海の家事業活動時間の特別延長の覚書締結に関する陳情

竹之内和満委員長

陳情第5号、海の家の事業活動時間の特別延長の覚書締結に関する陳情を議題とします。

この際、所管課の商工観光課と市民環境課に出席を求め、審査を行います。

所管課は入室してください。

[商工観光課、市民環境課入室]

竹之内和満委員長

所管課である商工観光課及び市民環境課に出席いただきました。

それでは始めに、商工観光課に海の家の事業活動時間の特別延長等に関する現状などについて説明を求めます。

宮下商工観光課長

陳情第5号、海の家の事業活動時間の特別延長の覚書締結に関する陳情に関しまして、これまでの経緯を御説明申し上げます。

陳情の対象となっております脇本海水浴場の開場時間につきましては、阿久根市海水浴場の安全で快適な利用に関する条例施行規則第3条におきまして、午前8時から午後5時までとしておりまして、ただし、市長が特に必要と認める場合は変更することができると規定しているところでございます。

この開場時間等につきましては、昨年度、令和4年第2回定例会におきまして、海の家事業者から施行規則における開場時間を変更することなどを内容とした陳情書が提出され、趣旨採択されたところでございます。

当時、当該陳情に係る当委員会の御審議の中で、施行規則第3条のただし書を適用し、開場時間を午後8時までとするのであれば、今後は文書を残しておくべきといったような御指摘を受けたことを踏まえまして、昨年度、阿久根市と下村区、海の家の2事業者の4者間で、脇本海水浴場の開場時間に関する覚書の締結に向けて調整を行ったところでありますが、令和4年第3回定例会において、当委員会におきまして経過を御説明したとおり、覚書の締結には至らなかったところでございます。

なお、覚書の締結に向けましては、具体的に今後調整を進めることとしておりまして、明後日、6月21日に、海の家事業者や区長さん、NPO法人脇本海岸ウミガメシロドリ会などを含めた海開き前の関係者協議を開催することとしておりまして、覚書の締結に向けた調

整も行う予定でございます。

竹之内和満委員長

商工観光課の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
質疑ございませんか。

竹原信一委員

今、先ほど、下村区との調整ということで、下村区でそのような議論、結論みたいなものがあつたのでしょうか。区長という立場の人が勝手にやったことじゃないのでしょうか。

宮下商工観光課長

こういった協議につきましては、区長さんを含めてお話をさせていただいてるところなんですけれども、区を代表してというところで区長さんと調整をさせていただいているというところでございます。

竹原信一委員

区長の意見、個人の意見かもしれないですよ。この件に関してですよ。もう本当に、私のすぐ目の前のことなのに、自治会で話し合いをせずに、区長が勝手に市への陳情だのなんなのやる。地元住民は、私なんか目の前だけども一切、この話をされたことは一度もないんです。単に区長の立場を持った人、イコール下村区という認識をされているのじゃないのでしょうか。

宮下商工観光課長

当然、私どもも一人一人の住民の方とお話ができればいいんですけれども、やはりちょっとそういうわけにはいかなくて、自治会の主体として下村区長さんがいらっしゃいますので、そこの基本的な調整をさせていただいてるということでございます。

竹原信一委員

だからですよ、誤解ですって。区長が自分の単なるその、自治会のたまたまポジションがあつた。ところが自治会全体としてそのような合意などをされてもいない。地域住民という意味での自治会なんだろうけれども、すぐそばの私などにもこんな話を一切されたこともない。

こんな状況で、地元という認識のされ方っていうのは、非常に、市役所の対応というのが浅いし、乱暴です。

こういうことは、もうちょっと検討し直してもらふ必要があるんじゃないでしょうか。

例えば、今回のシロチドリ会。その会でも、これを出す前に議論されたりしたこともないということを聞いております。

それをもってね、誤解をさせるような状況をまず彼らがつくってですよ。自分たちが地元の意思だつてというようなことをです。これは慎重に捉えていかなきゃいけない。

どうでしょうその件について。

宮下商工観光課長

委員のおっしゃることもよくわかります。

今後、先ほど申し上げたとおり、6月21日に事前協議がございます。その中で、昨年からの御指摘をいただいておりますので、この海の家の開場時間、営業時間、これにつきましては、覚書の調整をすることとしております。その中で具体的に、区長さんから、住民の方からどういった声があるのかとかですね、そういったこともしっかりと聞き取った上で、もし何かあれば対応するというような形にしたいなと思っております。具体の御意見をお伺いしたいと思っております。

竹原信一委員

それともう一つ、条例の午後5時。

これ、以前、議会に対する説明のときには午後8時であったのが、いつの間にか午後5時にすり替わった条例になってると。ここのところも非常に問題です。そして、午前8時のほうは特例とやっちゃっている。私たちはうっかり誤解、知らんうちにみたいな感じで午後5時を決められている。これはねえ、よくないですよ。なぜこんなことするのか。説明は午後8時としておいて、午後5時を条例にする。

それ、ものの考え方としておかしくないですか。

宮下商工観光課長

昨年度も陳情が出た際に同じ御指摘を受けております。

令和元年7月にこの条例を施行しました。その前に、お示しさせていただいたのは脇本海岸の開場時間については恐らく午後8時までとなっていたところだったんですけども、法令審査の中で、ほかの海水浴場と合わせて午後5時までとすると。

〔竹原信一委員「何審査」と呼ぶ〕

条例の審査ですね、庁内の審査でございます。その中で午後5時までということとさせていただきます。一方で、ただし書規定を設けさせていただいてるというようなところでございます。

これにつきましては、昨年の当委員会におきましても御指摘を受けておりますので、しっかりと御説明しておくべきところだったのかなと思っております。

竹原信一委員

庁内の条例審査でした。それ、説明になってませんから。その中身を説明しなきゃいけないんじゃないの。まさに、議会で条例を決める。そこに誤解するような説明をしてきて、内側の条例審査で決めたことですからっていうのは、非常におかしな話で、まさにその数字を変えるときに、説明して御理解いただいた上で、条例に書く。これ、こんな当たり前の仕事は何でできないの。

船蔵課長補佐兼観光推進係長

令和元年にこの海岸に関する条例とその施行規則を定めているところでしたが、条例に関しましては、委員のおっしゃるとおり議会に諮るというところで、その際にも、規則についての御説明をしているんですけども、開場時間、それから遊泳時間、そういったものに関しましては、規則のほうで時間を定めるとしていたところでした。

委員会の中でも、そこについては、あくまで案なんですけどもというところでのことであつたんですけども、おっしゃるとおり午前8時から午後8時までとする予定であるということと御説明を差し上げたところです。

今、課長が申し上げたとおりの、そちらは、規則の決裁を受ける中で、庁内で、法制審議委員会の決裁を受ける中で、阿久根大島あるいは大川島海水浴場、そこがもともと夕方5時までとしていたところだったので、あくまで、開場時間の終わりの時間は一律にすべきと。その中で、ただし、時間を変える必要があればただし書というところでやるべきじゃないかという意見があつたものですから、時間については規則で定めていたところがあつたので、そういった結果になつたものです。

その後、確かに、議会の中で申し上げていたことと実際にでき上がった規則が時間が異なつてしまつたことにつきましては、昨年の委員会の中でもそこはお詫びを申し上げたところ

ろなんですけれども。今後はそういったことがもちろんないようにはしたいというところと、関係事業者の方々にもそういった説明が十分ではなかったというところがありましたので、そこは反省はしているところです。

竹原信一委員

反省してますって、何言ってんだ。これは、直すのが反省でしょうか。そして、もし直さないのであれば、改めて議会で説明というか、こんなしかできないんですよということは説明して納得してもらわなきゃいけない話なのに、それなしに、過去にやったことを反省してまずじゃ、これどうなの。

宮下商工観光課長

今、課長補佐が申し上げたとおり、本当に全てしっかり事前に御説明すべきであったと思います。施行規則を改定すべきじゃないかというふうな御指摘なんですけれども、今のところですね、ただし書規定があります。市長が特に必要と認める場合は変更することができるというような規定がございますので、今回、覚書の締結について、昨年、御意見いただきましたので、そういった形でしっかりと合意を得ていくというような形で対応させていただきたいと思っております。

白石純一委員

条例はこの議会で採決した内容、そして、施行規則については市長が決めることになってる。先ほどおっしゃった庁内の審議で午後5時となったということですが、そこで、例外、ただし書規定をつくって別途定めるということに基づいて、昨年、議会では、ただし書の規則に基づいて、覚書をしっかり文字として残したものでしてくださいということで議会はお願ひしたわけです。その覚書が結ばれなかったということは、ただし書で別途定めるところに、そこで協議をまたしななければいけない。多くの関係者がそこで合意しなければいけないということが、もちろんその内容にもよると思うんですけれども、そこにやはりハードルがあったとも考えられますので、一つの選択肢としては、もちろん話し合うことが大事なんですけれども、この施行規則がそうした実情と少しかい離があったのではないかということで、そのただし書がうまく運用できなかったということは、一つの問題、課題なのかなとは思いますが。それが一点。それはいいです。

質問なんですけれども、委員の皆様には資料に入っておりますので、この施行条例の2枚目を見ていただくと具体的に脇本海岸はこの範囲ですよという地図があるわけですけど、これは、条例からしても海水浴場の遊泳時間と開場時間を定めた条例であって、つまり、海水浴に来た方は、この区域でこの時間泳ぐことができますよ。そして、市は、それを責任をもって海水浴場を設置し、その時間を過ぎたら市の海水浴場の開場時間ではありません。あとは御本人の判断で利用はできるはずなんですよね。その利用を、例えば、水に浸かったりということを禁止することはできない。つまり、海水浴場以外の用途、例えばサーフィンですね。この地域に海水浴以外の目的で立ち入ることは禁止されていないと私は理解してるんですが、その理解でよろしいですか。

宮下商工観光課長

委員の御意見のとおりでございます。

白石純一委員

であればですね、海水浴場の開場時間が仮に午後5時だとしても、それを超える時間については、そこに人が立ち入ることを禁止するわけではありませんので、その辺りでも、多分、

海の家事業者の方々の理解が、海水浴場の時間と海の家との調整がどうも納得されてないところがあるのかなど。そして、しかも、駐車場もありますけれども、駐車場も、あるいは海へ続く通路も海水浴場の開場時間の範囲以外ですので、ある程度、人は当然そこは出入りすることは自由です。それを妨げるものではありませんので、そうしたところも考慮しなきゃいけないのかなという印象を私は持ちました。

濱田洋一委員

ただいまの白石委員が言われたことと、私も同じ認識を持っているのですが、昨年、産業厚生委員会の中において、海の家事業者から陳情が出されて、それが趣旨採択ということでありました。その中におきまして、やはり、何か書いたもので残すべきであると当時の委員の方々からあったようでもあります。それに、行政側としては、もちろんそのようにしていきたいという旨の御発言があったんですが、それ以後の経過を教えてください。

宮下商工観光課長

先ほど申し上げたとおり、昨年度、文書で残すべきというような御意見を当委員会にいただきましたので、覚書締結に向けまして調整したところだったんですけども、今年の第3回定例会での当委員会において御説明申し上げたとおり、陳情者の御一人から、陳情の趣旨は規則改正を求めたもので、ただし書については本意ではないといったような御意見をいただきました。覚書締結に至らなかったというような状況でございます。

ただし、今年度も海開きが近いですので、それに向けまして、先ほど申し上げたとおり、明後日、関係者協議もありますので、その中でしっかりと調整をしていきたいと考えております。

濱田洋一委員

6月22日でしたでしょうか、協議会をまた開かれる。そのメンバーが、行政と下村区、海の家事業者の方、そしてNPOの方、5者ですかね、海の家が2者ということで、そこら辺を教えてください。

宮下商工観光課長

この事前協議につきましては、例年開催しているものでございまして、NPOの方、そして海の家事業者の方、あとは、警察だったりとか、消防だったりとか、阿久根市も入りますので、共同フェリーの方であったりとか、いわゆる関係者ですね。お集まりいただく予定となっております。

濱田洋一委員

その協議会の中において、令和4年度については覚書の締結に至らなかったということであるんですけども、新たな打開策といいますか、その覚書締結に向けた内容というか、行政としてのお考えは、どのようにお考えですか。

宮下商工観光課長

今回いただいております要望につきましても、しっかりと市が主導して、海の家事業者と下村区との間で、開場時間の特例、午後8時までというようなことを厳格に守る旨の覚書を締結することというのが第一でございます。

海の家事業者は、午後8時まで営業したいという御意見があります。午後8時というところまでは、お互い、何といいますか、了解というか、言っているところでございますので、その覚書の内容をどうするかというところはあるんですけど、しっかりと調整というかお互い理解をしてくださいというような形で進めていきたいなと思っております。

濱田洋一委員

今、課長が言われた内容については理解しているんですが、具体的に協議会の中で覚書を締結するまでに、ある程度、もう7月から海開きに入りますから、確定させないといけないのですが、そういった中において、今、思っていらっしゃること、昨年、覚書の締結ができなかったということで、今回、陳情を出されていらっしゃるんですけど、昨年の協議会の話であったり、覚書の内容であったりを踏まえて、改めてですけども、どのような内容でやっていきたいと考えを持っていらっしゃると思いますか。

宮下商工観光課長

昨年は、協議会の中での話ではなくて、協議会とは別の機会で調整をしたというところで、お互い合意、取りまとめと言いますか、覚書締結の合意をいただけなかったところでございます。

今回は、海の家事業者と下村区の方、NPOの方もいらっしゃる協議会の場でしっかりと話をして、それで、しっかりと覚書が締結できるように、関係者一堂に会する場ですので、それができなかったということですので、今回そこをしたいなと思います。

白石純一委員

先ほども申したんですけども、関係者の方が話し合うのはすごく大事なことで、4者で協議をして合意することが私は非常に大事だと思っております。ただし、先ほど申したように、この海水浴場の開場時間等は、私は法的に直接結びつかないのかなと思っています。去年結ばれなかった覚書の案を見ると、この条例施行規則により、こういう覚書を締結するんだと。その覚書のタイトルは、海水浴場の開場時間に関する覚書。海水浴場の開場時間は、私は午後5時でいいと思うんですね。ただし、細かく言えば遊泳時間が午後5時になってるので、開場時間が午後5時というのは、本当は私はおかしいと思います。せめて30分後とか、1時間後にすべきですけども、まあそれは置いておいても、海水浴場の開場時間は午後5時あるいは5時半という。でも、この海を営業者、そして、海に向かう通路あるいは駐車場、こうしたところを利用される方々、そして、そこに当然関わってる地域の方々、あるいは必要であればNPO法人。こうした方々が海水浴場の開場時間を別にしてでも、お互いが納得するところで合意しなければ進まないことだとは思っています。それはそれとして、当然、覚書をつくっていただきたいと思っています。海水浴場の開場時間に縛られていることが私は今回、ちょっと違うんじゃないかなと思います。

そしてもう1点は、これは去年の案ですけども、去年の状況と今年が違うのは、去年は北側の海の家に通じる駐車場は市が民間の方から借りられていたわけですけども、今年からそれは借りることがなく、直接その民間の方が駐車場を運営されているというふうに伺いました。もしそれが事実であれば、また去年と状況が少しというか大分、北側駐車場については変わってきておりますので、まったく新しい状況になっているのかなと。そして今回、覚書に入れてほしいとNPOの方から今回陳情がありました。これも、去年の時点ではなかったことですので、新たなにステージに今、移っているのかなと。したがって、去年の覚書をベースにというよりも全く新しい覚書が必要なのではないかなという私は印象を持ちました。その点については、執行部はどうでしょうか。

船蔵課長補佐兼観光推進係長

まず、覚書のタイトルを開場時間に関する覚書としていた理由は、この阿久根市海水浴場の安全で快適な利用に関する条例の第7条、行為の制限という部分で、第7条第3号ですね。

開場時間外に事業者としての事業活動を行うことという部分を制限しているところがありまして、そういったことから、開場時間をただし書適用により、夕方5時ではなく、午後8時までとすることに関しての覚書を交わそうとしたところでありました。

もう一つ、北側駐車場の部分に関しましては、今年度からというか、令和4年度から市では借上げを行っていないというところがございます。

いずれにしても、昨年度とはまた状況は変わっているところもございますので、今年度、きっちり、利用者、海の家事業者、それから、地域の方、NPOの方とで、きっちり話をして、合意点を見つけて、それで覚書を交わしたいと思っているところでございます。

竹之内和満委員長

ほかにございませんでしょうか。

なければ私から。

[発言する者あり]

1回休憩に入ります。

(休憩 午後2時54分～午後2時55分)

竹之内和満委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、年長委員と委員長を交代します。

[竹之内和満委員長は委員席、大田基次委員は委員長席に着席]

大田基次委員

それでは引き続き、質問のある方はどうぞ。

竹之内和満委員

開場時間に対する覚書を海の家側が締結することを難色を示しというのは、どのような理由があるのでしょうか。

宮下商工観光課長

令和4年の第3回定例会の当委員会におきましても経過を説明したところだったんですけども、昨年、令和4年第2回定例会における陳情者の方がいらっしやいまして、その方から、陳情の趣旨は規則改正を求めたもので、ただし書適用は本意ではなく、覚書を締結することは、現行の条例規則を認めることになるため納得できないという御意向が示されまして、覚書締結に至らなかったということでございます。

竹之内和満委員

そういう状況の中で、今回の話合いは覚書を先ほど締結させたいということだったんですけどできそうですか。

宮下商工観光課長

先ほどもお答えしたところですけども、昨年は一堂に会してお話をする機会がなかったので、6月21日に今度ありますので、その場でしっかりと調整をしていきたいと思っております。

大田基次臨時委員長

委員長を交代します。

〔大田基次委員は委員席、竹之内和満委員長は委員長席に着席〕

竹之内和満委員長

それでは、ほかにないようでしたら時間が迫っておりますので、質疑を終結いたします。所管課は退室してください。どうもありがとうございました。

この際、暫時休憩します。

(休憩 午後3時～午後3時4分)

竹之内和満委員長

休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、陳情者である下村区長を参考人としてお呼びしておりますので、本陳情に関する意見を聴取いたします。

お呼びした参考人は、下村区長の野崎正信さんでございます。

また参考人から補助者として、出口勉さん、出口利昭さん、大川内良一さん、本脇喜博さんを同席させたいと求められておりますので、許可したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、これを許可します。

それではお願いします。

〔参考人及び補助者入室〕

それでは、参考人におかれましては大変お忙しい中、本委員会の審査のため御出席いただきまして誠にありがとうございます。委員会を代表してお礼を申し上げます。参考人に発言についてお願いがございます。発言される際は挙手をしていただき、委員長から指名を受けた後をお願いします。

また、委員会記録作成のため、録音しておりますので、マイクを近づけていただいた上でお話くださるようお願いいたします。

それではまず、陳情第5号の陳情趣旨などについて、参考人に説明をお願いいたします。

野崎正信参考人

皆さんこんにちは。下村区の区長を務めております野崎と申します。よろしく申し上げます。

本日は、このような機会を設けていただきまして誠にありがとうございます。

まず、私のほかに補助者ということで、本日出席をしてもらいました方の紹介をさせていただきます。私の隣が集落の委員で前々区長の大川内さんです、NPO法人の理事長でございます。その隣がNPO法人の事務局長で下村在住の本脇さんでございます。その隣が下村区の集落の委員でございます出口利昭さんです。その隣が前区長で、集落の委員でございます出口勉さんでございます。

それでは、今回提出させていただきました陳情の趣旨につきましては、陳情書のとおりでございますが、昨年からの経緯と今回の提出理由について補足説明をさせていただきます。

それではまず、これまでの経緯について説明いたします。

陳情書にもありますように、昨年の第2回定例市議会におきまして、海の家事業者から夜8時までの事業活動の件について陳情がなされ、それに対し、当時の産業厚生委員会では、4者による覚書を締結し、きちんと文書として残すことなどを含めて、趣旨採択がされたものと、私自身は理解しております。

また、営業時間の延長につきましては、昨年6月21日に開催されました商工観光課による海開き事前協議会の中で、当時の課長が前年と同じ夜8時までの営業終了ということで地域の了解いただけないかという打診がございました。

それに対しまして、私は当時、4月に区長になったばかりでございましたので、その場での即答はできないことを伝えまして、集落の承諾要件として、必ずお客さんを夜8時までに海の家から退出をさせて、営業終了することがきちんと守られるのであれば、一旦持ち帰って、集落の地域の理解を得た後に、後日回答しますという対応をいたしました。

それでタイミングよくといいますか、6月26日に集落役員会を計画しておりましたので、その際、この案件については、それまで開催されました2回の協議会の協議内容、また、阿久根市の条例では、営業できる時間は夕方5時までとなっているが、海の家事業者の方は夜8時まで営業したいという意向であるということを説明しまして、このことに対しての集落の承諾要件として、お客さんは必ず夜8時までには退出をさせて、営業終了することであるということを説明しまして、会の上承を得て、商工観光課にこの件について承諾の回答をしたという経緯がございます。

その後、商工観光課で作成されました覚書文章の中に、覚書で決めた営業時間が守られなかった場合のこの内容はありませんでしたので、その約束事を守らなかった場合には、営業時間を本来の条例どおり夕方5時までに戻すということを覚書に加えてくださいというお願いをいたしました。

しかし、その後、覚書は締結されることなく、現在に至っているのがこれまでの経緯でございます。

次に、今回の提出理由でございます。

当時、商工観光課の説明では、事業者の方が覚書に押印されない理由として、営業時間の午後8時終了を守らなかった場合、条例どおりの午後5時に戻すということを覚書に追加することに対して、難色を示されたということをお聞きしました。

それぞれが納得して決めた営業時間午後8時終了ということで、事業者がきちんと守るのであれば、何ら問題となるような内容ではないと思います。きちんと守るつもりであれば何ら問題はない内容だと思いますし、私どもが要望したこの追加内容が、本当に原因で事業者の方が覚書に押印されなかったのであれば、最初から時間を守る意思がなかったのではないかと、私自身は思ってしまったわけでございます。

それで、今年は条例に基づき市が主導をして、必ず覚書の締結がなされることを強くお願いしたいということが、今回、陳情に至った理由でございます。

また今回、NPO法人との連名提出の理由につきましては、脇本海岸の絶滅危惧種の保護活動自体が海岸保全活動であり、このことが、集落内の海岸近隣世帯への生活環境の保全につながっていると判断したことが連名提出の理由となります。

竹之内和満委員長

ありがとうございます。

補助者から補足説明はございませんでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

参考人のお話が終わりましたので質疑を行います。

質疑ございませんでしょうか。

竹原信一委員

この考え方として、海水浴場を使う、主に、駐車場なんかも含めて外から来た人達を使う時間を厳しく制限するという考え方のように見えますけれども、なるべく来てほしくないという基本的な考え方があるんでしょうか。

野崎正信参考人

特に来てもらいたくないということはありません。

市が観光事業を進めていらっしゃいますので、それに対して私は異論はございません。ただし、夜8時以降の飲酒となれば、大声で騒ぐというような行為もあつたりとか、過去にあったものですから、午後8時までで終了してくださいよと、お客さんは帰してくださいと。そうすればアルコールを飲んだ方はいらっしゃいませんので、大騒ぎになるようなことはないでしょうということで、去年は午後8時までの営業終了ということで了解をしたところでございます。

竹原信一委員

それを午後5時までにしろという考え方は、もし守らなければ午後5時に閉めろという。厳しい。これはどうなんでしょうね。

野崎正信参考人

いや、午後8時までの営業でいいんですよ、営業終了されるのであれば。それで去年も承諾をして営業してるわけですから、午後8時までで終了して、お客さんを帰していただければそれで問題ないということです。午後5時に戻してもらうのは、それを守らなかったときに、本来の条例どおり午後5時に帰してくださいよということです。

竹原信一委員

今、現状ですよ。海水浴場の幅ってそんなに広くないじゃないですか。あそこで、今どき、昔ぐらいにですね、若者がわーわー騒ぐなんていうのも、もうほとんどありませんよね。私がすぐそばに住んでいて、そのような経験をしてないんですけども。

野崎正信参考人

補助者に説明をしてもらってよろしいでしょうか。

大川内良一補助者

問題ということはないことはないんですけれども、過去から含めればですね、かなりの件数がありますね。

今、竹原委員が言われた、県道から向こうと県道から海側、これはもう全然違いますね。やっぱり海岸線の、例えば、南側駐車場のまゆうという施設があるんですけども、今現在、18名入所されています。一番被害を受けた施設でもありまして、下村集落に加入されています。まずは、夜の明かりの問題。施設の皆さんがなかなか寝られない。春から夏にかけては、エアコンをできるだけ入れずに自然の風を入れることによって、風邪をひかないようという対応をされています。そうすれば、海の家深夜の営業、泊まり込みの声、たばこの煙までが入ってくる。春から夏にかけては、もう皆さん御存じのとおり海の風が変わります。冬は北風ですけども、春から夏に入りますと南風又は西風という風が変わってきます。そうすれ

という説明をいただいたんですが、私の感じることは、自然環境保護と観光の振興と、このことは非常に大事なことだなというふうに考えております。

そういった中におきまして、先ほどの行政からの話の中で、6月21日に協議会が開催されると。これは関係者全てをお呼びしてと。特に、行政、下村区、そしてNPOの方、海の家の事業者の方を含めた警察関係も呼んで話をされるということでありました。

これまでも協議会を開いたのかという質問をしたんですが、これまでとはちょっと違った、関係する人たちも集まっていたいて、具体的に自然環境保護の観点、そして観光振興の観点、それと安心・安全、そういう観点から協議をしていきたいということで、話を、私の質問に対して行政も話をしましたので、できることなら、6月21日、明後日ですけれども、開催される協議会の中で、いろんな思いですとかお話を、下村区の皆さん、また、NPOの皆さんが話をされて、そしてまた、海の家の事業者の方々との意見のすり合わせをやっていただいて、ぜひ、この覚書ということになるのかどうかちょっと分からないですけど、書いたもので残すということで、私も所管課には話をしましたので、その協議会の場でまたいろいろ具体的な話をさせていただければありがたいなと思っております。

先ほどの所管課に対する私の質問の内容をちょっと話をさせてもらったんですが、そのことにつきまして、参考人の方、どうですか。

野崎正信参考人

今の御意見に対しまして、集落としては異存はございません。その中で意見を交換して、昨年と同じ夜8時に営業終了されて、お客さんを出していただけるようであれば、集落としては了解したいと思います。

白石純一委員

ウミガメ等の自然保護と、こうした海の家が共存している事例というのは、鹿児島県、九州、参考にできるところはございませんでしょうか。

本脇喜博補助者

はい、ございます。大きなところでは屋久島で、参考資料でお配りしているものがあると思います。屋久島は、夜の8時から朝の5時までには海岸に入れません。それで、事業観光としては成り立っています。それともう一つ、では、夜の観光というのはないのかということですけど、これは自然体験型があります。それは、当地の方々が、夜8時からウミガメの保護のことを考慮した自然体験、つまり光は出さない。音は出さない。そして、よく知った地域のウミガメ保護者の先導の下に入ると。こういうことがありますけど、これは脇本浜もできないことはないと思います。

白石純一委員

私も資料を拝見しまして、永田浜のことは以前から私も注視しているところでございますが、永田浜というのは、ラムサール条約に指定されており、そうした条約の関係で規制がより強いということはあるのでしょうか。

本脇喜博補助者

それはあると思います。ただ、じゃあラムサール条約に入らないとウミガメ守らないのかということ。我々としては、阿久根市はラムサールであろうがなかろうが、ウミガメを守るんだっていう強い意思を抱いてきました。というのは、阿久根市の環境基本計画には、きちんとウミガメは守ると書いてあります。それを実行に移すのが阿久根市の責任であるし、我々阿久根の姿勢を示すためには、それが最も効果的だと思います。

ですから、我々もラムサール条約、または景観条例、またはそれ以外の自然保護の条例を策定すればいいだけの話です。そこまで至ってないのが阿久根の現状ですけど、意思がある人たちがいるわけですから、それを大事にして、それを観光にも使えばいいと私は思います。

白石純一委員

永田浜に関しましては、阿久根の海岸の海の家のような商業施設はあるんでしょうか。

本脇喜博補助者

私は実際見てませんが、ないと聞いてます。というのは、ガイドブックに書いてありますとおり、海の家夜の営業というのは基本的にありません。

さらに、近隣の住宅街の光が漏れないように、夜になったらきちんとカーテンをするというのを取り決めてできています。したがって、一切、海岸へ光が漏れないという取組を地域を挙げてやってるんです。これはもう世の中の流れであって、例えばサンゴ礁の、挙げたようにアメリカのフロリダ州では、光が漏れることは罰金に相当します。こういうことはもう世の中の先進の地域でやられてるわけですから、我々が非常に遅れた状況にあるわけですよ。そこに近づけることで、その中のSDGsに沿った考え方になるんじゃないかという気がしています。

竹原信一委員

先ほど何か見せようとされた、これの説明を。

竹之内和満委員長

委員の方への資料提供を許可します。

〔補助者提供の資料配付〕

竹原信一委員

これは昼間何時ごろですかね。

大川内良一補助者

時間はちょっと書いてないですね。

竹原信一委員

まだ明るい感じですよ。明るい時間ですよ。

〔発言する者あり〕

竹之内和満委員長

休憩に入ります。

(休憩 午後3時15分～午後3時17分)

竹之内和満委員長

それでは、休憩前に戻ります。

白石純一委員

さっき聞き忘れたんですけど、永田浜の資料の中で、ウミガメ観察ルールガイドという資料の5ページ、永田浜では観察会を開かれ、5月1日から7月20日まで、毎日20時から23時まで観察会が開催されているようですけど、もちろん、脇本とは上陸個体数が全然違うと思うんですけども、阿久根でもこういったことはやろう、よっぽど運がよくなければ見えないうので遭遇できないんでしょうけど、こういったことは、試みとか、こういったことができないとか、そういうことは考えられるんですかね。

大川内良一補助者

その前にですね。ウミガメ、去年は県内上陸7,302回ですか。うち55%は屋久島で、阿久根市は32回の上陸で17か所の産卵。多いか少ないかということなんですけども、過去の実績データからすれば非常に多いんですね。

それと、私たちもいつも子供たちとか、今、ななつ星の関係で説明するときに、鹿児島県内でウミガメの上陸地としては最北端です。阿久根市脇本海岸は最北端なんですという説明をします。それと併せて、一旦ウミガメが上陸しますと、今日、Aというカメが上陸しました。約2週間後に2回目の上陸、産卵。そしてまた、1週間後に3回目の上陸、産卵。だから、1回上陸したら、脅すことなく、やっぱ環境を。私たちも保護活動の中では、やってるのはそういうことですね。

今年の第1回目、久しぶりに5月の上陸でした。5月の25日で、2週間したら上陸します。満潮に合わせますので夜中の11~12時に、会員は、その時間帯に保護活動をする。ところが、今年は2週間たっても上陸しないんですよ。去年は、全てのカメが4回以上、1頭のカメが4回以上産卵。今年ももう2週間たった、ぼちぼちだというのは分かってますので、今までのデータ、情報でもそうなんですけどもね。ところが、一昨日、3週間目にして、まさしく近くの場合に上陸しました。私どもの活動というのは、上陸したら必ず足跡とかの歩測し、すべてをデータに残します。ほぼ同じカメが3週間。何で1週間遅れたのというのは、今日皆さんに資料を出してございます。

だから、ウミガメは赤いたばこの火でも逃げる。異変を感じたらすぐ海に帰還します。もう、人の話し声、花火というのは言語道断ですね。そういうことを、まずは阿久根市の職員もですけども、議員の皆さんにも本当は知っていただきたいということで、ちょっと話はずれるかもしれませんが、ちょうど1年前、昨年5月。議会事務局に勉強会、阿久根市の脇本海岸の動植物、ウミガメを中心としたそういう報告会をさせていただきませんかということでお願いをいたしました。いまだに返答はありませんけれども、できれば、そういうものに議員の皆さんもですね、阿久根は、脇本海岸は、この希少動物ウミガメが上がってくるんだということを、また知ってもらいたいというのは、私たちの活動の一環です。皆さんに強制、強要するのではなくて、今までの20数年間のデータとかは全部取りまとめて、ビデオでもいいし、シアターでもいいし、できればぜひ、そういう機会を、この場を借りて皆さんにお願いしたいなと思います。

本脇喜博補助者

今、状況を説明したとおり、我々、データとか夜の活動の内容、いろいろなウミガメの状況をとってますので、御依頼があれば夜の散策というのは計画できます。ただし、御存じのとおり、今年2回しか上がってないということは、そこに遭遇する機会がほとんどないということなんです。設定しても、来られた方が見れるかどうか分からない。ただし、夜の静けさが大事であるというのは夜に歩いていただければ分かるので、そこで例えば、お連れして、ウミガメが上がった足跡はありますから、そこを見ていただいて、ここに上がったですよ、夜はやっぱり静かにしないと駄目ですねと。そういう自然体験のツアーはできますので、そこは我々も、もともとNPOを立ち上げたときにそういう企画は入りたいと思って、そこはもうこれから事業者さんと、そういう御希望があれば協力はできるものと考えております。

竹之内和満委員長

ほかに質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、最後に参考人から何かございますでしょうか。

野崎正信参考人

今日の問題とは若干ずれるかもしれませんが。記録に残らなかったら残らなかったで結構です。区長の立場から要望ということで、観光事業とごみの問題ということで要望させていただきます。

観光推進につきましては、私は異議はございません。阿久根市の活性化という点からしても、大いに推進していただいて結構だと思います。

しかし、そのことによって地域にごみの問題が出てきております。昨年の8月16日だったと思いますが、私どものごみステーションに、コンビニの袋に7つごみを捨ててありました。アルコールの空き缶が4つ。あと、食べ残しのごみが3つだったと思いますが、そのことを私もまだそのころは経験がなかったものですから、市に問合せたところ、市では、まず放送してください。放送して、ごみを出された方が取りに来られるかもしれないということで、まず放送してくださいと。放送して、いつか様子を見て、一定期間おいて、回収に来られなければ市が回収しますということでしたけど、生ごみであれば当然腐る、猫がいたずらする、カラスがいたずらをするということで、ごみステーションがすごく汚くなります。実質、私がしないといけないということなんですが、区長なんですが、集落の方については99%ごみ出しのルールを守っていらっしゃいます。名前を書いてちゃんと出してあります。もし、分別がされなければ、その方のところに持って行って、再分別をお願いして、出してもらっています。このことは、集落の総会でも説明をして理解をもらっております。

ごみ出しのルールというのは、阿久根市、また、ほかの市町村では若干違うところがあると思いますので、よそから来られた方は、自分たちのごみ出しルールで出していかれるかもしれませんが、阿久根市のルールというのは分からないということがあると思いますので、観光推進をされるのであれば、そこまでを1セットとして、ひっくるめて進めていただきたい。阿久根市のルールづくりをしていただきたいというのが私の要望でございます。

竹之内和満委員長

それでは、補助者から何かございませんでしょうか。

本脇喜博補助者

NPOが午後8時にこだわっているというのは、参考資料にお出ししてるように、光そのものが害を与えることはもう明確に文献で分かっているからです。ですから、これをやらないということは、結局、世の中で公知の事実を無視するという阿久根市になってしまうことが心配です。

ですから、午後8時にきちんと退室して光が消えている。その状況でウミガメを守る。これが基本中の基本ということを訴えたいので、午後8時にこだわっているわけでございます。ですから、そこだけを理解していただければ、どうすべきかというのはもう御判断にお任せします。

竹之内和満委員長

ほかにごございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、なければ以上で参考人の質疑を終了いたします。

参考人及び補助者におかれましては、大変お忙しい中、御出席くださいましたことに心か

ら感謝申し上げます。本日お伺いしたことを今後の審査に活かしてまいりたいと思っております。誠にありがとうございました。

〔参考人及び補助者退室〕

続きまして、現地視察を行います。

(現地視察 午後 3 時29分～午後 4 時43分)

竹之内和満委員長

現地視察前に引き続き、会議を再開します。

先ほど、現地の視察を行いました。視察を終えての御意見をお伺いしたいと思いますが、御意見ございませんか。

竹原信一委員

意見というのは、今の段階で、まずその対象者を呼ぶか呼ばないか。

竹之内和満委員長

それはまた後で。現地視察したことに対して御意見はありませんか。

竹原信一委員

現地視察、見て、その声。もう海のさざ波のほうが大きくて、あそこで酒飲んで騒ぐなんていうことを想像できないぐらい、全くありえないぐらいの話をされただけだというのは分かったでしょ。なんだったらあそこで、音の音量測定をしてもいいけど、するまでもないということが分かりましたよね。

もうそれともう一つ。バーベキューの件は、もう既に時間の問題じゃないと。最初から。陳情で言われてる時間の問題も関係ない。続けていいと思います。

濱田洋一委員

これまでの所管課、そして陳情者の説明と、今、現地を見てまいりましたけれども、所管課からもありましたが、協議会の中で関係する方々が寄っていただいて、しっかりと当事者が話をしてもらおう以外ないと思いますので、そのようにしていただきたいと思います。それ以上何もありません。

白石純一委員

私は、問題の元凶は市の施行規則だと思います。これを、例えば開場時間を午後 8 時までと。

〔「条例じゃないの」と呼ぶ者あり〕

いいえ、施行規則です。施行規則で午後 8 時までと。今は午後 5 時までになっているので、それを午後 8 時までとすれば、午後 8 時には営業を終えなければ、開場時間イコール事業者の営業時間ですので、午後 8 時にはもう、営業時間は午後 8 時で終わらなければならない。そこから、光を漏らさないとか、お客様に午後 8 時を過ぎたら速やかに退場していただく。それは運営上の問題であって、どうもやはりこの施行規則というのが、いろいろな、皆さんがおっしゃるように、皆さんで協議して合意すればいいんですけども、この施行規則であるがゆえに、ことを難しくしてるんじゃないかなという印象です。

濱田洋一委員

今あったように、施行規則、開場時間、遊泳時間との記載が確かにあります。やはり、私も先ほどのこの委員会の中で白石委員が言われたこととお聞きしながら、ああなるほどなど

思った次第です。そうであれば、明日、またもう1回所管課を呼んで、そこら辺のところを今日は具体的にそこは話をしませんでしたけど、そこら辺を確認したほうが、どうでしょうかね。

竹之内和満委員長

それに関しては、また次でやりますので。ほかに行いたい審査を確認しますので、そこでお願ひします。

現地視察についての意見だけをお願いします。

白石純一委員

現地視察については、やはり、海岸は守らなきゃいけないし、かつ、観光にも適した資源であるというのを強く思いました。したがって、観光と環境保護が両立することを、やはり、関係者が協議して納得のいく結論を出してもらいたいという。そこに、市がリーダーシップをとっていただいて、市もそこに、明確なビジョンを持って間に入るということが大事だと思いました。

竹之内和満委員長

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではないようですので以上といたします。

続きまして、これまで行いました審査のほかに行いたい審査がございましたら御意見をお願いします。

白石純一委員

今回、陳情書の対象者。相手方としてはっきりうたってあるのが、海の家事業者の方々がいるので、ぜひその方々のお話も聞かざるを得ない、聞くべきだと思います。

それに加えて、去年までと事情が変わっているのが、新しく、北側駐車場。これが市の管理から全く民間の管理になって、その隣に民間の施設もできているわけですから、その民間の事業者、グランピングの事業者もお話を聞いてみたいと思います。

さらに、先ほど申した条例施行規則、これは、条例はもちろん我々が議会で作ったわけですけど、条例の施行規則というのは、市長が定めるということになっていますので、市長をぜひ呼んでももらいたいなと思います。

〔発言する者あり〕

濱田洋一委員

関係する事業者、事業等活動される方々を、明日、参考人といいますか、先ほどありましたけれども、御意見を伺う、考えを伺うということで、来ていただければと思います。

そして、先ほど話をしましたけれども、施行規則。この海水浴に関する施行条例。これについて、私は所管課に、例えば、明確にするべきところというのは、開場時間、遊泳時間、ほかの海水浴場がありますね、大川島、阿久根大島を含めて、その、改定するあれはないのか、今後、こういったことが問題提起されないようにしっかりとあれをつくるべきではないのかと。そこを所管課のほうに。市長にというよりも、まずは所管課かなと思いますけれども。

〔発言する者あり〕

いいですか。これは事務的なことですので、まずは、たたきをつくるのは所管課ですので、所管課にやはりどういった考えかと。例えばですけれども、開場時間、何の開場時間を示す

かと。例えばですよ。海水浴時間というのは午後5時とありますよね。開場というのは海の家がオープンできる時間を示しているのか。それとも、脇本海岸全てにおいて、駐車場も含めて、午後8時までの開場時間なのか。そこら辺をやっぱり明確にしないと、行政も、何かもうはつきり分かったような分からないような状況も見受けられますので、そこはしておいた中で、この協議会ですか、そこで話を、行政側の主導でしないとなかなか難しいのかなあと思いますので、そこら辺も必要じゃないかなと思うんですけども。

竹原信一委員

どっちにしろ、まずは、相手側も呼んで、そして先ほどのグランピングのほうも来ていただけるのであれば話を聞いて、そして次の段階に進めましょうよ。

竹之内和満委員長

取りあえず、呼ぶんだったら明日を。

〔発言する者あり〕

これだけはまず、呼ぶか呼ばないか。それについてはどうですか。海の家事業者とはしコーポレーション、グランピングの。

〔発言する者あり〕

一応、依頼をするということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、その業者に対して依頼するようにします。

それから次の段階にいくと。

白石純一委員

市長は。

竹之内和満委員長

それをしてから。取りあえずしましょう。

〔発言する者あり〕

その後と呼ぶのかどうかということ。担当課をもう1回。特に条例施行規則について。

濱田洋一委員

私は、その事務方である所管課にもう一度。市民環境課は別です。いいです。商工観光課に来ていただいて、この開場時間に関する覚書、昨年、こういう覚書をしているんですけど、開場時間というのが何を、どこを示すのかというのを、やっぱり市の考え方は、どういうふうに思っているのかというのをまず聞かんと、これは、事はまとまりにくいかと思いますよ。だから、私がさっき言ったように、この覚書を締結させたいと商工観光課長が言われましたけれども、中身はどのように考えていますかと言ったら、まだはっきりした中身が分からない、ただ、協議会でもんでもらいたいと言われましたけれども、ただ、案としてはこういうものでいきたいというのは、やっぱりもっておかないと。だから、そこをもっとやり方を考えて。そこをもうちょっと。商工観光課を呼びたいなと思います。

白石純一委員

その条例を策定するときに、議会に対して開場時間は午後8時までと考えているという答弁があったわけですから。それにもかかわらず、施行条例でいつの間にか午後5時になったと。その施行規則を定めるのは市長というのが明確に地方自治法にあるわけで、したがって、その責任者である市長が定めたのであれば、市長を呼んでどういう経緯でこうなったのかを聞いてみたいなど。

そして、こういうふうにこじれてきたというのも、やはり、市がそうした施行条例であやふやなことをしたことが、私は元凶だと思ってますので、その辺りも市長に伺ってみたいと思います。

竹之内和満委員長

担当課を呼ぶことに関しては、皆さんいいですかね。

竹原信一委員

もちろん呼ばないといけない。

竹之内和満委員長

あと、市長に関してはいかがですか

竹原信一委員

呼んでいいんじゃない。

私たちが執行部や市長に対して質問するというけれども、本質的には、私たちの意思を押しつけるなんですよ。しっかりと、その覚悟がないと。教えてください、どんなふうに考えているんですかみたいに関心は聞くんじゃないんです。それこそが、意思を押しつけるのが私たちの仕事であり、責任なんです。そこをしっかりと分かっておかないといけないわけです。今まで、今はちゃんと見に行って、状況も知ってきた。これはどうしないといけないと私は言った。その意思をしっかりと持って、執行部を呼んで、何やってんだ、変えろと。むしろ命令すべきなんですよ。条例も私たちが決めるんだから。そういう姿勢を持っていくべきだと思いますよ。

竹之内和満委員長

どうでしょう、他の方は。市長を呼ぶことについて。

〔発言する者あり〕

濱田洋一委員

もうそれだけです。もう言いました。

竹原信一委員

そういうところで、明日にいきましょうよ。

竹之内和満委員長

決めてから呼ばないといけないですよ。

大田基次委員

いや、決めてくださいよ。みんなが呼ぶというのだったら呼んでください。

〔発言する者あり〕

竹之内和満委員長

それでは、所管課と西平市長をお呼びするというので。

〔発言する者あり〕

順番的には。業者を含めて順番的には、業者が1番め。

濱田洋一委員

私は、所管課を最初呼んで、ここの確認をしていきたい。開場時間はどう考えているのか。開場時間とはどこを指すのか。そうしないと言えないと思うんですよ。例えば、事業者が来られても、行政側が考えるその開場時間はどういうことなのかと。

竹原信一委員

私たちは行政の代理人じゃないんですよ。

〔発言する者あり〕

状況を、業者もあわせて聞いて、今度はどうすべきだという私たちは意思を持って、行政側に押しつける。お伺いする必要はないわけですよ。お前たちのあやふやな態度がこんな問題を起こしてるんだよという考え方を持ってますし、まずは、状況を確認するためにも、業者、そして、担当課。必要ならば担当課を何度でも呼んでいいんですよ。

白石純一委員

今日、現地を見て、こういう看板があったんですよ。駐車場の出入口は19時半に施錠します。20時と執行部の所管課も言っているのに、ここの阿久根市商工観光課が19時半に施錠しますという看板もあります。こうしたことを確認しないと話はかみ合わない。

竹之内和満委員長

担当課を呼んで、事業者。

白石純一委員

担当課を呼んで、業者さん、そして、栞さんのグループの方も来ていただけるのであれば。最後に、総括的な意味で市長に来ていただくというのがいいんじゃないですか。

竹之内和満委員長

所管課を呼んで、業者を呼び、グランピングの栞さん呼び、最後に市長。こういう順番でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

濱田洋一委員

それでいいんですけれども、グランピング事業者と海の家事業所とは違うんじゃないですか。

〔別々に呼ぶじゃないですか〕と呼ぶ者あり〕

別々に呼ぶんですね。

竹之内和満委員長

高崎さんに聞いたら、共同体をつくるらしいです。海の家二つと栞さんとで一つの共同体をつくっているらしいです。今はまだできていないけど、将来的には一つの何か組織を作ると。

〔発言する者あり〕

この際、暫時休憩します。

(休憩 午後5時1分～午後5時3分)

竹之内和満委員長

休憩前に戻ります。

本日協議していただき、行うことになった審査については、明日の午前10時から行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

あとは、こちらのほうで、委員長にお任せください。よろしく申し上げます。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で、本日の産業厚生委員会を散会いたします。

(散会 午後5時3分)

産業厚生委員会委員長 竹之内 和 満